

高額介護合算療養費の制度と

申請手続きについて

【高額介護合算療養費制度】

医療と介護の両方を利用して
いる世帯の自己負担を軽減
する制度です。

同一世帯の加入者におい
て、①「病院にかかったとき」、
②「介護サービスを利用した
とき」の1年間の自己負担額
の合計が、表の基準額を超え
た場合、役場窓口へ申請する
ことで、③「高額介護合算療
養費」として支給されます。
※同一世帯であっても、加入
している医療保険が違くと
合算できません。



③高額介護合算療養費

①と②の自己負担額を合算し、下記の
基準額を超えた分が支払われます。

■国保被保険者70歳未満の方

区分	自己負担額の合計基準額
区分ア	212万円
区分イ	141万円
区分ウ	67万円
区分エ	60万円
区分オ	34万円



■後期高齢者医療・国保被保険者70歳以上の方

負担割合	区分	自己負担額の合計基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割 (国保： 2割含む)	一般	56万円	
	住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※1年間の自己負担額の計算期間
平成27年8月1日～平成28年7月31日
※支給額計算は、平成28年7月末時点の所得区分で計算
されます。

※医療保険または介護保険の
自己負担額のいずれかが0
円の場合、または支給決定
額が500円以下の場合
支給されません。

※各種医療費助成制度を利用
している方は、医療機関窓
口で支払う自己負担額が軽
減されていますが、介護
サービス費との合算となる

場合があります。

【申請手続】

平成27年度分(平成27年8
月1日～平成28年7月31日ま
で)について、支給の対象と
なる方には、1月以降に申請
の案内をします。
ただし、期間内に次に該当
する方には、申請の案内がで
きない場合がありますので、

申請がないと支給されません

平成28年度臨時福祉／障害・ 遺族基礎年金受給者向け給付金の 申請はお済みですか？

10月24日(月)から始まりました上記給付金の申請受付は、1月24日(火)までです。対象者と思われる方には申請書を送付していますが、申請がお済みでない方は、忘れずに申請してください。申請期限を過ぎた場合は原則、支給されません。

【申請期間】1月24日(火)午後5時まで(郵送は当日消印有効)

【受付場所】役場本庁・落部支所・熊石総合支所、相沼泊川出張所

【持参するもの】

- ・申請書 ・印鑑 ・通帳またはその写し
- ・免許証または保険証等(支給対象者分)

平成27年度の受取口座と同じ口座を希望する場合は、通帳は不要です。詳しくは、町のホームページで確認するか、担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】住民生活課社会係 ☎0137-62-2112



国民健康保険係へご相談くだ
さい。

- ・被用者保険から国民健康保
険へ移行された方
- ・被用者保険または国民健康
保険から後期高齢者医療制
度に移行された方
- ・他の市町村から転入した方

【国保制度に関する 問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

【後期高齢者医療制度に
関する問い合わせ先】

・北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601

・住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112